

## ホールフード協会 パートナーシップ規約

一般社団法人ホールフード協会

### 第1条 資格

パートナーシップ制度とは、ホールフード協会認定校である、タカコナカムラホールフードスクールのホールフードマスターコースを修了され、ホールフードの概念を正しく理解された方を対象としています。

### 第2条 目的

ホールフード協会とともに、ホールフードライフの概念を多くの方に伝えること、安全な食や豊かな環境を次の世代に残し、伝えていくための活動を応援、実施すること。

### 第3条 年会費と更新

パートナーシップ制度の資格は1年更新とします。

年会費 16,200円（税込）を、ホールフード協会の指定口座へお振込下さい。

（振込手数料はご負担ください）

尚、一旦振り込まれた会費については、途中で脱会された場合も返金はできません。

退会の際には、必ず事務局へご連絡をお願いします。

### 第4条 規則

ホールフードをともに伝えていくにあたっての、パートナーシップメンバー様と弊協会との、ルールです。

#### ①活動報告レポート

毎年1回、更新の際に、所定の活動・応援レポートを提出ください。

（更新のご連絡と共に、レポート用紙をお送りいたします）

## ②ホールフード基礎コースの開講

ご自宅のサロンや地域の施設で、「ホールフード基礎コース」の開講が可能です。開講が決まった場合は協会事務局までご連絡をお願いします。

協会ホームページ上に、掲載させていただきます。

開校時の講座料金は基本、本校の料金に準ずるものでお願いします。

テキスト、レシピカードについては、仕入れ価格にて購入してください。

認定試験料、認定証は別途手数料が必要となります。

調理道具や食材についても、ホールフードの考え方に準ずるものをお使いください。

## ③その他の講座の開講について

ベジブロス、50℃洗い講座や梅干し、手前味噌など、スクールで開催している単発講座の開催も可能です。

又、和食にすと、発酵食、AGE、スーパーフードなどホールフード協会で開催する講座を開催することも可能です。

講座企画の際は事務局へお問い合わせください。

## ④スクール講師・ホールフード協会賛助会員との講座開催について

弊協会の賛助会員様や、本校や福岡校でのクラスを担当して頂いている講師の方をお呼びしての講座開講も可能です。

ご希望の場合は必ず事前に、事務局まで届け出をお願いします。

募集については、協会HPと連動して掲載をさせていただきます。

タカコナカムラを講師にしての講座を開催されたい場合は、

パートナーシップ特別価格で対応をさせていただきますので、ご相談下さい。

## ⑤食材・調理器具の購入特典

食材や調理器具については、パートナーシップ特別割引価格の20%OFFにて購入ができます。

※書籍など一部を除く。

※サラダマスターは10%OFF

## ⑥外部講師の依頼

外部のカルチャーセンター、企業・行政からの講師依頼の場合、

ホールフード協会認定の講師としての派遣の相談をさせていただきます。

講師料などは都度変動がありますので、あらかじめご了承ください。

⑦相談

各自の講座開催の相談も受け付けておりますので、事務局までメールにて主旨をお伝えのうえ、ご連絡をお願いします。

第5条 違反した場合

上記の規約に違反またはホールフードの活動を著しく害する行動があった場合は、双方と協議のうえパートナーシップを退会してもらう場合があります。

このようなことのないように、ご協力をお願い致します。

ご不明な点がございましたら、ホールフード協会事務局までご連絡をお願い致します。